記載要領＜委託共通様式＞

委託共通様式は、委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）の競争入札への参加を希望する場合に記入する様式です。両方を希望する場合であっても、いずれか一方を希望する場合であっても必ず１部を提出してください。

※ 既に委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）の資格を得ている場合は、現在登録していない大区分（業種）又は小区分（業務）について、それらに関係する許可、実績等の項目を含めて新たに申請することができます。

１．申請業種

（１）清掃・警備等申請業種一覧表

清掃・警備等申請業種一覧表は、委託（清掃・警備等）を申請する場合に記入し、委託（測量・建設コンサルタント等）のみを申請する場合は記入の必要がありません。

①「大区分」は、１５業種の中から最大５つまで申請することができます。申請する大区分の申請欄にチェック「レ」を入れてください。ただし、直前１、２年度決算で売上高が全くない大区分は申請できません。

※ 既に委託（清掃・警備等）の資格を得ている場合は、現在登録してある大区分を含めて最大５つまで申請することができますので、新たに申請する大区分及び新たに申請する小区分が属する大区分の申請欄にのみチェック「レ」を入れてください。

②「小区分」は、申請する大区分の中から選ぶことができ、その申請数に制限はありません。申請する小区分の申請欄にチェック「レ」を入れてください。

※ 既に委託（清掃・警備等）の資格を得ている場合は、新たに申請する小区分の申請欄にのみチェック「レ」を入れてください。

③ 履行できない業種又は業務であるにもかかわらず申請している場合は、虚偽の申請とみなし、資格を取り消すことがあります。

④ 下の表の網掛け部分は、小区分ごとの業務の具体例又は補足説明ですので、参考にしてください。

大区分		小区分		
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	業務名	業務の具体例又は補足説明
010	計画策定	001	産業・経済	
		002	環境	廃棄物、地球温暖化対策
		003	市民生活	上下水道・工業用水、防災、住宅整備、交通安全
		004	保健・福祉・医療	
		005	資源・エネルギー	再生可能エネルギー、新エネルギー、省エネ設備
		006	教育・文化・芸術	
		007	情報・通信	
		008	都市計画	都市、道路、交通、景観、公園
		009	行政運営	組織整備・行革大綱・人材育成
		090	その他の計画策定業務	総合計画、ワークショップ、PFI関連

大区分		小区分		
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	業務名	業務の具体例又は補足説明
015	広告・宣伝	001	映像制作	ＣＭ、映画、映像記録、ビデオ
		002	ＣＤ制作	録音
		003	ポスター・冊子制作	ガイドブック、パンフレット
		004	シンボルマーク制作	シンボルマーク、キャラクター
		005	雑誌広告（紙面制作を含む）	
		006	新聞広告（紙面制作を含む）	
		007	新聞折込作業	選挙広報
		008	展示物制作	展示物、パネル
		009	放送宣伝車啓発	納付啓発、投票啓発
		090	その他の広告・宣伝業務	
020	調査・検査	001	管渠テレビカメラ調査	
		002	漏水調査	（※漏水音を漏水探知機で調査）
		003	埋蔵文化財調査	
		004	交通量調査	
		005	電波障害調査	
		006	世論調査	
		007	市場・経済調査	マーケティング、消費生活
		008	環境調査	大気、水質、土壌、騒音・振動、日照阻害、動植物生態
		009	計量証明事業	一般「質量・長さ・面積・体積・熱量」、環境「濃度（大気、水又は土壌中の物質）・音圧レベル・振動加速度レベル」、特定濃度「ダイオキシン類」
		010	健康診断	
		011	臨床検査	検体検査、生理検査、機能検査
		012	理化学検査	アスベスト、残留農薬、有害物質
		013	インターネット調査	
		090	その他の調査・検査業務	土地調査、ＰＦＩ関連調査
025	情報処理	001	システム設計・開発	
		002	システム維持管理	
		003	パンチ業務	データエントリー
		004	パンチ業務以外のデータ入力	データベース化、デジタル化、デジタルファイリング化（道路台帳、下水道台帳等）
		005	ホームページ作成	
		006	システム運用（技術）支援	セットアップ、ヘルプデスク
		007	封入封緘・通知書発送	
		090	その他の情報処理業務	
030	各種設備等保守点検	001	機械設備保守点検	クレーン、水門
		002	排水ポンプ施設保守点検	マンホールポンプ、排水ポンプ
		003	昇降機保守点検	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェータ、リフト）
		004	自動ドア保守点検	
		005	シャッター保守点検	
		006	電気設備保守点検	自動制御設備、計装設備
		007	自家用電気工作物保安業務	

大区分		小区分		
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	業務名	業務の具体例又は補足説明
030	各種設備等保守点検	008	給排水設備保守点検	屋内ポンプ設備、循環式トイレ
		009	ボイラー保守点検	
		010	浄化槽保守点検	
		011	空調設備保守点検	冷暖房設備、冷凍機
		012	通信設備保守点検	無線設備、電話機
		013	放送・音響・照明・舞台設備保守点検	
		014	ＯＡ機器・事務用機器保守点検	パソコン、プリンター、レジスター
		015	遊具施設保守点検	
		090	その他の各種設備等保守点検業務	排ガス分析装置保守、トータリゼータシステム機器、医療用機器、港湾施設、プール
035	運転管理	001	下水処理施設運転管理	
		002	し尿汚泥処理施設運転管理	
		003	焼却施設運転管理	クリーンセンター、火葬場
		004	水処理施設運転管理	埋立センター
		005	庁舎等運転管理	庁舎、競輪場
		090	その他の運転管理業務	港湾施設、ポンプ場、水門、樋門、待合所
040	廃棄物処理	001	不法投棄物撤去	放置車両
		002	し尿収集処理	
		003	一般廃棄物処理（収集運搬）	
		004	一般廃棄物処理（中間処理）	
		005	一般廃棄物処理（最終処分）	
		006	産業廃棄物処理（収集運搬）	
		007	産業廃棄物処理（中間処理）	
		008	産業廃棄物処理（最終処分）	
		009	特別管理産業廃棄物（収集運搬）	
		010	特別管理産業廃棄物（中間処理）	
		011	特別管理産業廃棄物（最終処分）	
		090	その他の廃棄物処理業務	災害廃棄物処理、機密文書
045	催事関係	001	イベント企画	旅行企画
		002	イベント運営	
		003	会場設営	
		090	その他の催事関係業務	
050	清掃	001	建物清掃	日常清掃、定期清掃、ガラス、カーペット、ブラインド
		002	屋外清掃	
		003	貯水槽清掃	（※浄化槽清掃は除く）
		004	管渠清掃	下水道管、排水管清掃
		005	道路清掃、側溝清掃	
		090	その他の清掃業務	海水井戸清掃、調整槽、配水地
055	警備	001	常駐警備	
		002	機械警備	
		003	巡回警備	夜間及び不法投棄巡回警備
		004	交通誘導警備	工事現場
		005	貴重品運搬警備	現金輸送

大区分		小区分		
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	業務名	業務の具体例又は補足説明
055	警備	006	雑踏警備	イベント等会場警備
		007	身辺警備	
		090	その他の警備業務	プール監視
060	運送・配送	001	物品の移転	引越し、選挙関係等
		002	車両運行管理	児童園児送迎、患者搬送
		003	船舶運行管理	患者搬送、行政連絡船
		004	配送・配布	全戸配布・支所等への配送、給食搬送
		005	ワクチン供給・配送	
		090	その他の運送・配送業務	土砂運搬
065	草木管理	001	樹木剪定	
		002	除草、草刈	下草刈
		003	草木植栽	
		004	草木消毒	
		090	その他の草木管理業務	間伐、伐採・集積・運搬
070	衛生管理	001	白蟻防除	
		002	ねずみ昆虫等防除	衛生害虫（ねずみ、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ）
		003	ハチ駆除	スズメバチ等
		004	殺菌・消毒	給食調理場殺菌消毒、砂場消毒（※草木消毒は除く）
		090	その他の衛生管理業務	文化財虫菌害防除（燻蒸等）、その他害虫駆除
075	消防用設備保守点検	001	消火設備	消火器、スプリンクラー、消火栓、ハロゲン化物、不活性ガス
		002	警報設備	火災報知器、非常ベル、放送設備
		003	避難設備	避難器具、誘導灯・誘導標識
		004	消防用水	防火水槽、貯水槽又はこれに代わる貯水槽その他の用水
		005	消火活動用施設	排煙設備、連結散水設備、非常コンセント設備
		006	防火設備点検	
		090	その他の消防用設備保守点検業務	
090	その他	001	保育施設運営業務	保育所
		002	給食調理業務	
		003	試験、研修、講習	適性検査（※職員対象に限る）
		004	不動産鑑定	鑑定評価、各種意見書作成
		005	登記手続	表示登記、地図訂正、地積更正
		006	人材派遣	
		007	翻訳、通訳、速記、テープ起こし	議事録作成
		008	受付業務、コールセンター等	
		009	収納代行	コンビニエンスストア収納
		010	レセプト点検	
		011	航空写真	（※航空測量は除く）
		012	害鳥獣防除・捕獲	いのしし等の捕獲

大区分		小区分		
ｺｰﾄﾞ	業種名	ｺｰﾄﾞ	業務名	業務の具体例又は補足説明
090	その他	013	ポスター掲示版設置等	選挙用ポスター掲示板設置
		014	メーター検針・料金計算業務	
		090	その他の業務	特定保健指導、文化財修復・保存 その他全般

（２）清掃・警備等その他業務補足説明表

清掃・警備等その他業務補足説明表は、委託（清掃・警備等）を申請する方のうち、「１(１)清掃・警備等申請業種一覧表」で、**各小区分の「090 その他の〇〇業務」にチェック「レ」を入れた場合は**、必ずその具体的な業務内容を分かりやすく簡潔に列挙してください。

（３）清掃・警備等の希望順位表

清掃・警備等の希望順位表は、委託（清掃・警備等）を申請する場合に、「１(１)清掃・警備等申請業種一覧表」でチェック「レ」を入れた大区分の中から履行を希望する順にコード(010～090)と業種名を記入してください。チェック「レ」を入れた大区分が１つの場合でも、必ず記入してください。**ただし、既に登録されている業種の希望順位は変更できません。**

※ 既に委託（清掃・警備等）の資格を得ている場合は、新たに申請する大区分のみ希望順位を記入してください。

（４）測量・建設コンサルタント等申請業種一覧表

測量・建設コンサルタント等申請業種一覧表は、委託（測量・建設コンサルタント等）を申請する場合に記入し、委託（清掃・警備等）のみを申請する場合は、記入の必要がありません。

①「大区分」は、５業種の中から選ぶことができ、その申請数に制限はありません。申請する大区分の申請欄にチェック「レ」を入れてください。ただし、直前１、２年度決算で売上高が全くない大区分は申請できません。

※ 既に委託（測量・建設コンサルタント等）の資格を得ている場合は、新たに申請する大区分及び新たに申請する小区分が属する大区分の申請欄にのみチェック「レ」を入れてください。

②「小区分」は、申請する大区分の中から選ぶことができ、その申請数に制限はありません。申請する小区分の申請欄にチェック「レ」を入れてください。

※ 既に委託（測量・建設コンサルタント等）の資格を得ている場合は、新たに申請する小区分の申請欄にのみチェック「レ」を入れてください。

③ 注意事項

ア　大区分「測量」を申請する場合は、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定による登録を受けている必要があります。

イ　大区分「建築関係建設コンサルタント」を申請する場合は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による登録を受けている必要があります。

ウ　大区分「土木関係建設コンサルタント(土木コンサル)」、「地質調査」又は「補償関係コンサルタント(補償コンサル)」を申請する場合は、国土交通省の各登録規定に定める登録を受けている必要があります。

④ 提出書類

ア　大区分「測量」を申請する場合は、測量業者登録証明書の写し又は登録通知書の写し及び測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写し(財務に関する報告書)を添付してください。測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写しの添付には「使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の人数」が分かる様式の写しの添付が必要です。最新の測量法第５５条の８の規定に基づく書類に含まれていない場合は、直近に提出しているものの写しを必ず添付してください。また、契約締結権限等を支店等に委任する場合は、測量法第５５条の８の規定に基づく書類中の「営業所ごとの測量士・測量士補の人数」の委任先において測量士が登録されていることが必要です。

※測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写し(財務に関する報告書)の売上高(完成測量高) がない場合は実績として認められません。
(「２(1)申請業種ごとの売上高表」に計上できません。)

イ　大区分「建築関係建設コンサルタント」を申請する場合は、建築士事務所登録証明書の写し又は登録通知書の写しを必ず添付してください。契約締結権限等を支店等に委任する場合は、委任先のものも併せて添付してください。

ウ　大区分「土木関係建設コンサルタント(土木コンサル)」、「地質調査」又は「補償関係コンサルタント(補償コンサル)」を申請する場合は、国土交通省の登録規定に定める通知書等及び直近の現況報告書の副本の写しを必ず添付してください。

ただし、現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限ります。また、「土木コンサル」及び「補償コンサル」については、申請する小区分についても登録を受けている必要があります。

※現況報告書の売上高(完成業務収入)がない場合は実績として認められません。
(「２(1)申請業種ごとの売上高表」に計上できません。)

２．業者調書

（１）申請業種ごとの売上高表

申請業種ごとの売上高表は、委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）のいずれか一方を希望する場合であっても必ず記入してください。

※ 既に委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）の資格を得ている場合は、新たに申請する大区分についてのみ記入してください。

＜記入例＞

大区分		Ⓓ 直前２年度決算		Ⓒ 直前１年度決算		Ⓕ
Ⓐ コード	Ⓑ 業種名	① 年　月から 年　月まで	② R5年1月1日から R5年12月31日まで	③ 年　月から 年　月まで	④ R6年1月1日から R6年12月31日まで	年間平均売上高 (①+②+③+④) ÷2
020	調査･検査		2,943		4,101	3,522
030	各種設備等保守点検		3,456		3,289	3,372
040	廃棄物処理		10,000		9,000	9,500
100	測量		26,500		27,000	26,750
300	土木コンサル		56,983		54,098	55,540
500	補償コンサル		2,342		1,987	2,164
小計 Ⓖ			102,224		99,475	
工事請負売上高 Ⓗ			153,200		163,300	
その他売上高 Ⓘ ＝ Ⓙ－Ⓖ－Ⓗ			24,930		28,000	
売上高合計 Ⓙ			280,354		290,775	

※業種ごとの売上高は、委託業務として請負ったもののみ計上してください

上の記入例と下の注釈にある番号（Ⓐ～Ⓙ）とを関連付けて御覧ください。

Ⓐ「大区分」の「コード」欄は、「１（１）清掃・警備等申請業種一覧表」及び「１（４）測量・建設コンサルタント等申請業種一覧表」でチェック「レ」を入れた大区分のコード(010～090，100～500)を、小さいものから順に上から記入してください。

Ⓑ「大区分」の「業種名」欄は、「１（１）清掃・警備等申請業種一覧表」又は「１（４）測量・建設コンサルタント等申請業種一覧表」の大区分の業種名を記入してください。

Ⓒ「直前１年度決算」欄は、申請日までに確定している過去１年間の最新の決算に基づき、決算の事業年度と業種ごとの売上高を記入してください。
Ⓓ「直前２年度決算」欄は、「直前１年度決算」から１年前の年間の決算に基づき、決算の事業年度と業種ごとの売上高を記入してください。
Ⓔ「直前１年度決算」欄及び「直前２年度決算」欄は、それぞれ右側の列に記入してください。なお、左側の列は、決算期変更を行った場合等に、記入欄として利用してください。
Ⓕ「年間平均売上高」欄は、「直前１年度決算」欄と「直前２年度決算」欄で記入した金額の平均を記入してください。ただし、年間平均売上高が全くない大区分は申請することができません。
Ⓖ「小計」欄は、記入した業種ごとの売上高の合計を記入してください。
Ⓗ「工事請負売上高」欄は、工事として請負った売上高を記入してください。工事として請負ったものがない場合は、「０」を記入してください。
Ⓘ「その他売上高」欄は、その列のⒿ「売上高合計」欄からⒼ「小計」とⒽ「工事請負売上高」を差し引いた金額を記入してください。
Ⓙ「売上高合計」欄は、損益計算書の売上高を記入してください。

売上高は、**消費税及び地方消費税を含まない金額**で、千円未満を**切り捨て**てください。

（２）申請業種に関係する許可等表

申請業種に関係する許可等表は、委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）を申請する方のうち、会社又は個人事業主等が、申請業種に関係する許可・認可・登録・届出等を取得している場合に記入してください。

※ 既に委託（清掃・警備等）又は委託（測量・建設コンサルタント等）の資格を得ている場合は、新たに申請する大区分又は小区分に関係する許可等のみを記入してください。また、現在の登録と同じ内容のものは記入しないでください。

① 指名の際に参考とする箇所のため、取得している許可等を、可能な限り全て記入してください。ただし、許可証等の写しを添付できない許可等は、記入できませんので注意してください。
② 申請基準日（令和７年１０月１日）の時点で、取得している許可等を記入してください。
③ 有効期間がない許可等の場合は、取得年月日を記入してください。
④ 記入欄が足りない場合は、申請用紙を複写するなどして、記入してください。
⑤ 提出書類
記入した許可等は、許可証等の写しを記入順に必ず添付してください。

⑥下の表は、委託（清掃・警備等）の申請業種に関係する許可等の一例ですので、参考にしてください。下の表に例示していない許可等でも、申請業種に関係するものがあれば記入してください。

大区分		許可・認可・登録・届出等の名称
コード	業種名	
020	調査・検査	計量証明事業（登録）
		衛生検査所（登録）
		作業環境測定機関（登録）
		水質検査機関（登録）
025	情報処理	プライバシーマーク（認証）
		ＩＳＭＳ（認証）
030	各種設備等保守点検	浄化槽保守点検業（登録）
		地下タンク等、移動貯蔵タンク定期点検事業者（認定）
035	運転管理	下水道処理施設維持管理業者（登録）
040	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬業（許可）
		一般廃棄物処分業（許可）
		産業廃棄物収集運搬業（許可）
		産業廃棄物処分業（許可）
		特別管理産業廃棄物収集運搬業（許可）
		特別管理産業廃棄物処分業（許可）
050	清掃	建築物環境衛生総合管理業（登録）
		建築物ねずみ昆虫等防除業（登録）
		建築物飲料水貯水槽清掃業（登録）
		建築物飲料水水質検査業（登録）
		建築物空気環境測定業（登録）
		建築物空気調和用ダクト清掃業（登録）
		建築物排水管清掃業（登録）
		建築物清掃業（登録）
055	警備	警備業（認定）
		機械警備業（届出）
060	運搬・配送	一般貨物自動車運送事業（許可）
		特定貨物自動車運送事業（許可）
		一般信書便事業（許可）
		特定信書便事業（許可）
		一般旅客自動車運送事業（許可）
		特定旅客自動車運送事業（許可）
		一般旅客定期航路事業（許可）
075	消防用設備保守点検	消防設備業（届出）
090	その他	飲食業営業（許可）
		労働者派遣事業（許可）
		不動産鑑定業（登録）
		プライバシーマーク（認証）
		ＩＳＭＳ（認証）

⑦ 下の表は、委託（測量・建設コンサルタント等）の申請業種に関係する登録の一例ですので、参考にしてください。下の表に例示していない登録等でも、申請業種に関係するものがあれば記入してください。

登録等の名称	根拠法令
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条による登録
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条による登録
司法書士	司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条による登録
計量証明事業者	計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条による登録
測量業者	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の規定による登録
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条による登録
建築士事務所	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定による登録
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条による登録
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条による登録